

平成20年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	9.教育費	事業名	2.事務局一般事務費	
項	1.教育総務費	細事業名	1.教育総務一般事務費	
目	2.事務局費	担当課・係	教育総務課	(執行課: 教育総務課)

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	33	要 求									33
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード		事業番号									
		総事業費		事業期間									
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 佐倉市佐倉東高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 佐倉東高等学校定時制教育の振興のために佐倉東高等学校定時制教育振興会が行う諸事業に対し、基本額・各市町村在住の生徒数割に応じ印旛管内の他市町村とともに補助を行う。 予算編成方針の10%削減分を還元しようとするものである。	(事業の目的) 佐倉東高等学校の定時制課程に学ぶ者に対し、佐倉東高等学校定時制教育振興会を通じて、学習、クラブ活動等を支援する。	(事業の効果) 教育の機会均等の趣旨に則り、勤労青少年のために佐倉東高等学校定時制教育の振興発展を図ることができ、全国・県定時制教育振興会事業への協力、定時制教育の普及・啓蒙宣伝・調査・研究・設備・教育内容充実促進・生徒の厚生福祉の助成が行える。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 補助金は佐倉東高等学校定時制教育振興会を構成する市町村(佐倉市・成田市・四街道市・八街市・富里市・酒々井町・栄町・印旛村)から支出するものであり、佐倉東高等学校定時制教育振興会の所在地である当市は中心的な役割を有しており、補助金の趣旨よりも、補助額の継続は必要である。